

入院時の食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和7年4月1日から

入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、当院でも令和7年4月1日より下記のように負担金が変わるため、

ご理解の程よろしく申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円	1食につき510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき240円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	変更なし

（注1）所得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が定められています。

（注2）流動食のみ提供する場合は除きます。

（注3）公費医療（難病）等により、負担金額が異なる場合があります。

令和7年4月 名手病院 院長